

平成24年第1回長与町議会臨時会会議録（第2号）

招集年月日 平成24年10月15日
本日の会議 平成24年10月16日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番	饗庭 敦子	議員	2番	安部 都	議員	3番	内村 博法	議員
5番	分部 和弘	議員	6番	安藤 克彦	議員	7番	金子 恵	議員
8番	川井 哲雄	議員	9番	森 謙二	議員	10番	西岡 克之	議員
11番	岩永 政則	議員	12番	喜々津英世	議員	13番	佐藤 昇	議員
15番	山口憲一郎	議員	16番	堤 理志	議員	17番	西田 敏	議員
18番	河野 龍二	議員	19番	吉岡 清彦	議員	20番	竹中 悟	議員
21番	山口 経正	議員						

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 局長 酒井 通博 君 議事課 長 村山 和聡 君
参 事 浜野 洋子 君

説明のため出席した者

町 長	吉田 慎一 君	副 町 長	浜野 哲夫 君
教 育 長	黒田 義和 君	会 計 管 理 者	中山 祐一 君
総 務 部 長	葉山 義文 君	企 画 振 興 部 長	山田 譲二 君
生 活 福 祉 部 長	田島 弘明 君	建 設 部 長	鈴木 典秀 君
水 道 局 長	馬木 信一 君	教 育 次 長	勝本 真二 君
教 育 委 員 会 理 事	勝本 真二 君	政 策 推 進 室 長	松添 高明 君
総 務 課 長	古賀 洋 君		

会議録署名議員

1番 饗庭 敦子 議員 2番 安部 都 議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 13時30分

閉会 15時58分

平成24年第1回長与町議会臨時会

議事日程（第2号）

平成24年10月16日（火）

午後1時30分開議

日程	議案番号	件名	備考
1	52	長与町議会議員定数条例の改正について	

(開会 13時30分)

議長

(山口経正議員)

皆さん、こんにちは。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1、議案第52号、長与町議会議員定数条例の改正についてを議題とします。

これから、請求代表者の意見陳述を行います。

この意見陳述は、地方自治法第74条第4項の規定により行うものです。

請求代表者は4名であり、そのうち、山本満行さんより意見陳述を行う旨の申し出を受けております。

それでは、山本満行さんに意見陳述をお願いします。

しばらく休憩します。

(休憩●●時●●分～●●時●●分)

議長

(山口経正議員)

会議を再開します。

請求代表者

(山本満行君)

皆さん、こんにちは。

本日は、多忙な中、臨時議会を開催していただきまして、意見を述べる機会を設けていただきました。議会の皆様方に心から厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

私は、長与の崎野団地バス停の近くに住んで38年になります山本満行です。現在は、町議会の無投票化傾向を憂う会の代表を務めております。

今回の直接請求に当たりましては4名の代表者がおりますが、そのうちの1人でございます。

ただいまより意見を述べさせていただきますが、私は何せ72歳になりますが、佐賀と長崎しか住んだことないんです。それで標準語が下手なんで聞きにくいところがあるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

初めに、議会の皆様方にこれまで私たちがお願いして訴えてきたことをちょっと思い出していただきたいと思いますが、昨年9月議会へ、西田町議の紹介のもとに、議員定数にかかわる請願書を提出しました。否決されましたけど。次に、ことしの1月20日、町長初め、議員皆様方全員に我々の議会議員定数削減についての見解を、例えば削減のねらいとか、定数を16名とか、16名にする理由とか、5項目について提出いたしました。そして、2月17日、第4回の議会改革特別調査委員会の要請によりまして、上記内容をもとに賛成意見を述べました。そして、今回の直接請求に至ったわけでございます。

それでは、長与町議会議員定数条例改正請求の要旨を配付資料に沿って説明いたします。

平成23年4月、長与町議会選挙は、定数20人に対して町議会始まって以来の無投票という、極めて残念な結果に終わりました。しかも、候補者2

0名の中には、定数割れの状況を見てから選挙活動を始めた人、締め切り直前になって立候補した人など見受けられました。議会は、人格、見識ともによくれた住民の候補者の中から、公選という過程を経て選ばれた議員をもって構成されるのが本来の姿であります。その議員を選出する権利を有する住民は、候補者の人となりや現在及び将来の生活を保障し、地域社会の活力を発展することを目指した候補者の理念なり政策、公約を判断しながら一票を投じます。いわゆる住民の真の負託を受けた代表者が議会を構成するのは本来の姿だと思っております。

昨年の9月議会に、議員定数に係る請願、14名から16名に削減を多くの住民の賛同を得て提出いたしました。議会改革特別委員会の中で協議していくという意見が多く、不採択となりました。私たちは、この特別委員会の進捗に期待しながら、多くの住民と傍聴してまいりました。

論議のために提出された全国調査資料では、人口規模、面積が長与町とほぼ同等の町では既に16名前後の議会運営がなされている事実、また、特別委員会で独自に行った町民意識調査でも、過半数の住民が20人は多過ぎると回答している事実などなどを聞き流すだけの委員会の運営に驚きました。そして、現状維持を唱える議員は住民の声を吸い上げる人が少なくなるといった旧態依然とした発言を繰り返すだけで、何が特別委員会だろうかと思っただ次第であります。

最後の特別委員会では、約8カ月の期間と金をかけて審議した議員定数の結論は、削減の方向も出ないままに終了してしまいました。町民は憤慨しています。

日本の社会は急速な高齢化、そして少子化、人口減少、経済状況はますます厳しさを増して、停滞の方向に向かうことが予想されます。議員みずから少数精鋭の観点に立たれて、町民の気持ち、率直に酌み取った議員で議会運営の効率化を図るとともに、あわせて経費削減を図ることが必要であります。日本の議会に共通して考えられる日本病、問題先送り体質、まあまあなあなあで具体的に手を打たず、気づくと手おくれになっているの改革こそがこれからの議会改革にとって重要と考えております。

以上のことより、議員定数20人を16人へ改めることを切にお願いする次第であります。

続きまして、今の要旨に対して補完説明を3点ほど述べさせていただきます。

①番目に、今回、直接請求署名者収集活動の結果を受けてでございますが、1、署名者収集者80名、私を含めて80名で参りましたが、お願いに訪問した全員から反対者1名もなく、激励されつつ約3,000名の署名をいただきました。署名者からは、半分でよかとか否決されたらリコールせよとか、厳しい意見も多々ありました。このようなことから、多くの町民が議員定数の削減を待望していることを肌を感じさせられました。私は、やり方次第では署名は1万2,000人ぐらい集められるという自信を持った次第でございます。

2番目に、議員の皆さん、署名者名簿を閲覧されましたか。長与町全域からの署名者でした。これまで活動する中で、議員の話として次のようなことも私に聞こえてきました。あんたたち役員だけが賛成たい、また、一部のグループだけがやっている活動とか。どうですか。いまやこのような考え方は持っておられないことと信じております。

また、7月3日の特別委員会で、皆様方が議員定数とその理由を提出されました。削減反対の中に、町民の意見を正確に、また公平に反映すべしと、もっともなことです、と数名の議員が書いておられます。ぜひ主張されたこととの整合性のある行動を期待するところであります。

また、町民の意識調査の結果についても、我田引水的な受けとめ方など、約3,000名の意を素直に受けて考え直していただけることを期待しております。

次に、町民の議員、議会についての期待、4つを申し上げます。

まず1つは、よい議員とは町民の意見を吸い上げ、より正しい判断力、すなわち町民のためになるのか、間違いない道筋なのかを身につけられて、有言実行に努める人を期待しております。2番目に、町民や将来の長与町のために町民と向き合った対話、例えば議会報告などをやるとか、積極的に実践する議員。3番目に、町民生活のあり方を改善する議員。具体的には、議員提案をもっと積極的にやるとか。そして4番目に、知恵と勇気を出して発信力のある議員。このような16名の議員を選び、もっともっとよい議会を持つことを強く望んでおります。

私は、議会は町民の現在の生活及び将来の生活を保障する保険と考えております。議員が少なければ少ないほどよいとは考えておりません。町会議員は、町民がその人となりなど直接知った上で投票し、選べる唯一の代表です。私たち代表役員一同はこういう面からも、町民の一人でも多く議員及び議会に関心を持ち、そして立候補者の適正な競争のもとに議員を選出できるように務めます。この目標を達成するため、今後とも町民の皆さんと一心同体で、知恵と情熱を出し、あらゆる活動に取り組んでいく所存でございます。

最後に、今回、3,000名の署名の重みを真摯に受けとめていただきまして、視野を広げられ、古い因習から脱却されて、町民が納得する判断をされ、長与町以外の方からも長与町を評価していただくようではありませんか。それを願っております。

以上で説明を終わりますけど、私ごとですが、きょうの新聞を見ましたら、最高に運がいいんです、私の運勢は。どういうことかと申しますと、因果陽転しと書いてあるもんね。因果陽転すると。因果陽転し、懸案事も解消と書いてあったんです。すばらしい一日になることを信じて、私の陳述を終わります。ありがとうございました。（拍手）

議長（山口経正議員）

静粛にお願いします。拍手等で賛否を表現することは、ここでは禁止されております。

以上で意見陳述を終わります。

意見陳述人が退席されます。

しばらくの間、休憩します。

(休憩●●時●●分～●●時●●分)

議 長

(山口経正議員)

会議を再開します。

お諮りします。

ただいま議題となつています議案第52号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第52号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

19番、吉岡清彦議員。

19番

(吉岡清彦議員)

議案52号、長与町議会議員定数条例の改正についてでございます。今、陳述人の方のお言葉もお聞きいたしました。議員定数については、今後我々も検討していく必要があると思っておりますけども、この20名を16名にするということについては、今回については反対とさせていただきます。

1点目としては、少数精鋭でいいことはいいわけですが、当初から言ってますように、全町内を網羅するにおいては確かに16名ではちょっと私は危険じゃないかと、そういう点を感じております。

次に2点目として、議会体がいろんな組織、ある組織のコントロールの範囲内に入ってしまう、そして活性化が阻害される、そういう面が私は考えております。それを見越して、先々ますます議会に対する無関心、及びまた投票率の低下、そういうことも私としては懸念しております。

最後に、長与町がどういうまちづくりを今からやろうかとしてる中で、大きな目標が人口5万人台を目指しておるのはだれでも御存じだと思います。そういう中で、より活性化なる提言をやっていくこれからの長与町の議会が、あるいは議会体議員が必要じゃないかと思っておるわけですが、これについてもなかなか16名の削減の中では難しい、私の議会から見た場合、そういう気がしております、4点を列記して、簡単ですけども、この議案に対する反対討論といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、賛成討論ありませんか。

3番、内村博法議員。

3番

(内村博法議員)

議案第52号、長与町議会議員定数条例の改正について、賛成の立場から討論いたします。

定数削減につきましては、昨年、住民より14名から16名の削減の請願がなされました。このときに私はこの請願に賛成いたしましたが、結果的に不採択になり、そして今回、住民請求による条例改正が提出されました。

そこで、賛成の理由として、4点について申し上げます。

まず、第1点目の理由ですが、議会は少数精鋭による体制に改革することです。この点につきましては請願が出されたときも述べましたが、現在、我が国の財政状況は、世界経済の減速並びに少子高齢化の進展、さらには円高不況の影響を受けて、今後ますます厳しい状況が続くと予想されます。また、地方分権が進む中、自治体の多くの仕事は自己決定、自己責任を原則に、自治体みずから決めていく自治体経営の時代になってます。このような状況下にありまして、議会は厳しい財政を乗り切るために、議会が率先して身を削り、経費削減を行うことが強く求められています。そのためには、議会や議員はみずから少数精鋭による体制の改革を進め、自己の能力の向上を図る必要があります。民間の企業や事業者は、従業員やその家族の生活を守るため、日夜、業務改善や技術力の向上、効率化を進めております。議会や議員も民間と同様に、議会運営の改善や自己研さんを通じた能力の向上を通じて、町民が安心して暮らせる豊かな地域社会をつくることは当然のことです。そして、議員みずからの能力向上により、予算、条例、主な契約などの決定や執行機関の監視、批判、さらにはみずからさまざまな政策や条例を提案する役割を十分果たすことによって町民の負託にこたえることが今まさに問われていると思います。

次に、第2点目の理由でございますが、長与町と人口規模がほぼ同じぐらいで、既に定数16人で運営している自治体があるという事実でございます。特別委員会で配付されました類似団体資料によりますと、16人で既に実施されてる自治体のうち、長与町と人口規模が同じぐらいの自治体では、埼玉県伊奈町、静岡県長泉町、愛知県東郷町があります。そして、現在17名ですが、来年春、16人で選挙が行われます福岡県粕屋町があります。粕屋町は議員提案により、ことし6月、条例改正を行い、定数16人にしたとのことです。さらには、長与町の人口より少し多いですが、14人の定数で行ってる自治体もあります。例えば大阪府の熊取町、福岡県の志免町がその例でございます。以上上げた自治体の中で、面積も含め当町、長与町と最も近いのが静岡県長泉町であります。この町は、議員提案により、平成17年に21人から16人に削減しております。常任委員会数も当町と変わりありません。なお、この町では議長、副議長は常任委員会の委員を兼務することで工夫しております。このように、少数精鋭で頑張ってる自治体がある限り、やはりそれを目標にすべきではないかと思えます。

次に、第3点目の理由でございますが、特別委員会で実施しました町民意識調査によりますと、定数20人に対し多いと思う人が50%で、過半数の人が削減を求める結果になってることであります。また、町民意識調査の定数内訳を見ますと、定数削減が402名、定数20人以上が204人となっております。さらに、この定数削減希望者のうち、15人の定数が195人、1

0人の定数が111人と続く結果となっており、15人の定数が最も多かった次第でございます。このような町民意識調査や他自治体の状況も踏まえますと、今回の条例改正の定数16人は妥当な定数であると考えます。

次に、第4点目の理由として、私は今回の住民請求による条例改正において、2,930人の多くの方が署名されており、請求の持つ意義は大きいということでもあります。御存じのとおり、議員は住民の負託を受け、議員の資格を得ているわけでございますから、今回の住民の意向は最大限に尊重する必要があります。この意味においても、本条例改正について賛同するものでございます。

以上、4点の理由を付して賛成討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

8番、川井哲雄議員。

8番 (川井哲雄議員)

議案第52号、長与町議会議員定数条例の改正について、反対の立場で討論いたします。

今回、議員定数削減の直接請求を住民の方がなされたことは、町民の声として重く受けとめなくてはなりません。また、代表者の方が述べられた議員への御意見、御批判も真摯に受けとめ、反省しなくてはなりません。しかしながら、私たち議員も昨年9月、長与町議会改革等調査特別委員会を設置し、議員定数についての議論をしてきました。調査結果に対して、あの委員会は何だったのかと住民の皆さんの不信を招いたことは反省しなければなりません。ですが、議論の過程では定数削減は必要ないとの住民の声、また、議員10名も現状維持との意思表示を行っており、その意思を尊重しなければなりません。

私は、長与町の現状を踏まえ、3項目を基本として定数問題を考えましたが、議員定数16名については賛成できませんでしたので、その理由を述べます。

1番目に、町の将来を考えての議員定数であること。長与町は現在、南高田区画整理事業、榎の鼻造成工事など、第8次総合計画において人口増加につながる施策を実施中ですので、人口増加に対する議員数は必要だと考えます。また、地方主権に伴う国や県からの権限移譲は、町の仕事量の増大と質の高度化が想定されるため、行財政など町の運営に影響が出るものと考えられます。そこで十分な監視、チェック機能を担う議員が一定の数必要であることは、当然のことではないでしょうか。さらに、進展する少子高齢化社会は、長与町の将来における大きな課題です。高齢化に伴う医療費の増加は町の財政を圧迫し、自主財源の減少も心配されるところです。また、若い世代の方々の生活環境における悩み事、子育て支援対策など、町の近い将来を考えると、議員の責務である行政の監視機能、住民の声の反映が低下するような議員定数16名には賛同できません。

2番目に、住民の要望と議員の役割です。現状の町の課題としては、渋滞

を招き、利便性に問題のある交通網の整備、シャッター通り化しつつある中央商店街の活性化、高齢化を含む買い物弱者への対応、さらには若い世代に対応できる有効な子育て支援策、環境整備を望む公共施設の老朽化問題など、行政サービスの向上を望む声は非常に大きいものがあります。それを地域の小さな声、弱い立場の人の声にとらえ、住民の皆さんの身近にいる議員が住民の代弁者となって行政に多くの改善策、あるいは解決策を求めるなどの役割を果たすことです。しかし、議員定数削減とした場合、課題の解決や提案に対して支障を来すと考えますので、削減には賛成できません。

3番目に、住民の皆さんの議員に対する不信感への対応です。議員は何をしているのかわからない、議員の資質、能力が問題だなど、多くの御批判は真摯に受けとめて反省しなければなりません。先ほども述べましたが、昨年9月に長与町議会改革等調査特別委員会を設置し、住民の皆さんに信頼される議会づくりに取り組んでおります。私は、議員定数削減ではなく、町の将来と生活環境を重視する観点から議会改革を進めていくべきだと考えます。議会の仕組みを改革して透明度を高くし、議員一人一人の能力向上を図り、住民に信頼される議員として、住みたい、住み続けたい、暮らしやすい長与町を実現していくことこそ改革ととらえ、頑張っています。その信念が伝われば、現状の不信感から信頼へ変えられると私は確信します。

以上で反対討論を終わります。

議 長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

1番、饗庭敦子議員。

1番

(饗庭敦子議員)

饗庭です。私は、議案第52号、住民の直接請求に基づく長与町議会議員定数条例の改正について、賛成の立場で討論いたします。

昨年9月議会に提出された長与町議員定数にかかわる請願へ私は賛成し、議会改革等調査特別委員会でも16名への削減について述べてまいりました。やはり平成23年4月の長与町町議会選挙で無投票であったという事実を私どもは真摯に受けとめることがとても大切であると考えます。

特別委員会の町民意識調査でも、議員は多過ぎる、また、議会議員の活動に満足しているのかの問いにはわからないという回答が過半数ありました。議員定数を削減すれば議会の動きがすぐ見えるようになるわけではありませんが、だからこそ、議員定数削減という議会改革の初めの一步を踏み出すことが必要なのではないのでしょうか。

多くの町民から寄せられた直接請求の声に対し、私どもは民意を代表し、代弁する立場であるので、このことを踏まえ、議員の定数を削減することこそが民意を反映することだと考えます。

現在の20名から、約20%に当たりますが4名を削減し、16名にすることと考えます。

議員定数については、さまざまな考え方があります。議員1人当たりの町民の人口が多くなるとか、削減すると町民の意見を町政に反映できなくなる

とかの主張もありますが、議員の数が少なくても議員の位置づけが明確化され、議会の調査機能や政策立案能力等の充実強化を図ることによって、町民の皆さんの負託にこたえることができるものと認識しております。

また昨今、町民との協働、協働のまちづくりということが言われておりますが、行政と町民、NPO団体、企業等の連携や協働が進んでいる中で、パブリックコメントを初め、さまざまな形で町民が行政への意思形成過程に積極的にかかわることができる今日、議会の役割としましては、町民の声を直接伝えるだけでなく、より高度な専門的機能を果たすことが求められているのではないのでしょうか。

また、議員が少なくなった分は常任委員会の数の適正化や人数の適正化、所管事項の配分を工夫するなど、運営面での改善を図ることで少なくなった分の対応はできると考えます。よりスリムで開かれた、かつ行政をチェックし、みずから提案をするという機能を十分に発揮し、町民の皆様に対して顔の見える議会、しっかりと討議する議会の実現に向け、さらなる効率化、インターネット等を使った情報公開、調査能力の向上、議会報告会での取り組みなど、地方分権の時代に何が議会本来の役割であるか、議員活動を支えるための仕組みはどうあるべきなのか、町民の皆様に対して議会がわかりやすいものであるかなど、常に真摯に議論していくことがこれからも必要であると考えております。

今回の議員定数削減が、行政に対してより一層の行財政改革の取り組みも含め、町民へのサービス向上が図られるものと信じ、町のために議員を目指すという立候補者がふえ、町民の皆さんから選んでいただくことができる、そうするとその中から当選するとおのずと少数精鋭化し、議論も高まり、よりいい議会運営ができると思います。

議員の皆様、考えはさまざまあるかと思いますがけれども、いま一度よく考えていただいて、私たち議会改革の初めの一步を踏み出すこととして、この議案を可決しようではありませんか。

4名の議員削減は、私たち議員からしてみれば狭き門となります。組織がない私にとってはとても厳しいです。しかし、あえてみずから厳しい選択をすることが、今まで以上に町民、またこちらで働く町職と議員の信頼を深めるきっかけになることと確信しております。それこそが議員定数削減の最大の効果であると思いますので、これで私の賛成討論といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

16番、堤 理志議員。

16番 (堤 理志議員)

私は、議案第52号、長与町議会議員定数条例の改正について、反対の立場から討論を行います。

定数削減の条例改正を直接請求なされた団体の請求の要旨を拝読いたしました。平成23年4月の長与町議会議員の選挙が無投票に終わり、本来、候補者の公約や理念で判断すべき選挙権が行使できなかったこと、また、新聞

報道などによると、立候補の締め切り時間直前に社会勉強の一環として息子を立候補させる動きがあったことなどが報じられました。こうしたまさにゆゆしき事態を憂慮しての定数削減の要請だと、このように推察をいたしております。

私はこの間、インターネット上にホームページやブログを開設して議会の様子や町の情報を発信してきましたけれども、この無投票が決まった直後の4月20日、釈然としない無投票というタイトルをつけて、立候補締め切り間際の駆け込みの立候補の状況、その後の立候補辞退の動きを紹介した上で、以下のように記載しました。各候補者はまちづくりの意欲を示し、有権者から選挙の洗礼を受けるために立候補を準備し、全力で選挙を戦うものなのに、選挙になるなら立候補を取りやめるという考えは本末転倒で、議会制民主主義や議会の尊厳を危うくする行為です、何とも釈然としない空気、感覚で、後味の悪い選挙であると、このように結びました。こういう点では、今回、定数削減の請求団体の思いと何ら変わらない共通の認識が根底にあると、このように思います。

しかし、請求団体の今回の請求要旨を見させていただきましたけれども、少数精鋭の観点に立ち、町民の気持ちを率直に酌み取った議員で議会運営の効率化と経費節減を図る必要があるとの理由で定数削減を行うべきという点については、私はこの点についてはもっと慎重に検討すべき問題を数多くはらんでいると思います。

確かに、議員が少なくなると一般質問に登壇する議員も減ります。少ない日数で終わります。住民の暮らしや健康、町の活性化を議論する委員会での発言者も少なくなります。会期も短く済みます。こうした効率化ができるかもしれません。経費を節減できるかもしれません。そのような効率化や経費節減は本当に議会のあるべき姿でしょうか。議会は、行政運営が住民の立場に立って行われているのか、むだや違法性がないのかを複数の目線、さまざまな理念や立場からチェックするために、一定の議員数による議会が設置されています。

今回のこの議案が上程される直前、議案の文言上の不備が見つかり、急遽対処しましたが、この不備に気づいて行政による早急な対処を要求したのは、議長や議会運営委員会の一致した意見でありました。つまり、こうしたチェック機能行使したのは行政側ではなく、議会の側でした。議案の実質的な審査を行っている各常任委員会は、議案や資料の文言だけでなく、行政運営のあり方についてもこうしたさまざまなチェックを行ってまいりましたけれども、こうしたチェック力が弱まること、あるいは大きな声だけでなく少数意見や小さな声を拾い上げ、行政に訴える力がどうなるのか、こういった疑問があったらからこそ、特別委員会で定数について簡単に結論が出せなかったのが事実であります。

私は、特別委員会の中で態度表明の文書にも記載しましたがけれども、定数削減が無投票を阻止する特効薬になり得ないのではないかと、そういう疑念を最後まで払拭できておりません。定数削減によって当選に必要な得票のハー

ドルを高くすることで、新しく立候補にチャレンジしたい、こういう方がふえるのか、それとも逆に減ってしまうのか、あるいは地縁・血縁が強い方や組織票を持つ方が相対的に多く当選することになり、それが長与町民の民意を反映する議会の姿としてどうなのか、こういう疑念を持っております。

こうした中で議会に対する批判というものは今、全国各地で強まっておりますけれども、そうした中、全国の地方議会が動き出しております。地方議会の議会改革であります。さまざまな議会改革の文書等を見ますと、議会改革は議員の定数削減という方向ではありません。住民からの批判を真摯に受けとめ、議会の古い慣習や惰性を改革すること、そして住民との信頼を築くためのさまざまな改革、これが本当の議会改革であります。議会改革の結果を町民の皆さんに見ていただけるようなさまざまな情報公開を行いながら、議会やまちづくりに対する住民の信頼を得て、一人でも多くの町民に議会や行政に対する関心を持ってもらい、自分も立候補してまちづくりに参加したい、このように思ってもらえるような議会改革によって議会と議員のモラル、そして資質の向上につながり、こうした方向が本質的な問題解決の道であると思っておりますし、これが議会がこれから目指す方向だと確信しております。

以上、私の立場を表明する討論といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありますか。

7番、金子 恵議員。

7番

(金子 恵議員)

議案第52号に対し、賛成の立場で討論いたします。

私は、一貫して現状維持の立場をとってきました。それは、議会の情報公開、住民との懇談会など、さまざまな新しい取り組みを行うことにより、議員の本来の役割を理解していただき、それでも削減が必要と判断されれば、そのときに削減の時期であるのではないかと考えていたからです。

ところが、今回直接請求が提出され、2,930名の署名が集まった結果については真摯に受けとめるべきと考えました。

私は昨年4月、締め切り直前に立候補しました。それは、長与町議会議員になりたかったのではなく、長与町議会議員になってやりたいことがあったからで、立候補を決意するには安定した生活を捨てる覚悟が必要だったのも確かです。皆さんが考えているように、無投票ではいけないと考えていました。選挙があることにより候補者の信条、政策などを聞くことができ、自分の一票を投じることで自分なりに将来を託すことができます。ところが結果は、私の直前の候補者が辞退したことにより無投票になりました。私は自分の考えを基本に、口だけではなく、行動に移しただけです。同様に、長与町のことを真剣に考え、行動してくれる新しい方を望みますが、報酬など、その環境が整っていないのが現実ではないでしょうか。

また、議員定数削減の請求が出された要因として、無投票、締め切り直前の立候補などが上げられていますが、さらに考えられるのは、8人の現職議

員が立候補しなかったことも一因にあると思います。長与町は、各組織の代表と地区代表としての議員というのが形でした。そして、引退時には次の後継者に未来を託し、バトンタッチしていくのが普通でした。しかし、今回はぎりぎりまで進退を明確にしなかった方もいて、一気に多くの議員が入れかわるといった結果になりました。そのことも無投票の要因と考えています。

今、全国的に議会不信をどう払拭していくかが課題となっています。難しい問題ではありますが、町民に見える議会、そのようにするために、議会全体が危機感を共有して取り組むことは必須です。また、地方自治体を取り巻く環境は、急変する時代背景の中、行政課題もふえ、量、質、機能の面からの改革が必要不可欠です。地方分権、地域主権が進む中、町民みずからの責任において、町民主体の地域運営をしていかなければなりません。それは協働のまちづくりの仕組みや多くの改革を進めることにより、議会のあり方も変化していきます。そして、議会の置かれた立場、役割、あり方も変わっていくことにほかなりません。だからこそ、志の高さ、資質、能力などが有権者の関心事になっているのではないかと思います。そのことを私自身心にとめ、今後、住民参画の議会を目指し、議会の機能を最大限に発揮すべく、議会改革に取り組んでいくことを主たる使命とすることとし、賛成討論いたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

15番、山口憲一郎議員。

15番

(山口憲一郎議員)

私は、議案第52号、長与町議会議員定数条例の改正について、反対の立場で討論いたします。

まず最初に、考え方のベースとして、昨年9月から10カ月間かけて議員定数について特別委員会で調査、研究し、論議を行ってきた経過、内容についてしっかり受けとめ、尊重することを念頭に討論を行うことを申し添えておきます。

議員を減らすことについては、今回、2,930名の署名は非常に大きな町の声として現実の問題であり、真摯に受けとめなければならないと思っております。しかしながら、今回の削減の声は、昨年の町議選挙無投票に端を発した議会不信が要因であり、さらに、見えない議員活動や議員の役割を果たしていないなどの議員不信、さらには、一般質問などで問われる議員能力への疑問が議員を減らせとの声となって表面化したものではないかと思われま

すが、このような状況は議員の数を減らすことで解決できるでしょうか。議員数削減だけでなく、いかに議員の能力向上を図り、住民の負託にこたえていくか、議会活動、議員活動の見える化を促進し、住民の理解を得るか、議員としての役割はいかに確実に果たしていくか、そのために議会基本条例や倫理条例など、一層の改善に取り組むことこそ改革であり、住民の信頼を得る議会の姿勢ではないかと思えます。

目先の数の減少だけが議会の改革とは思えません。町の将来を見据えて、行財政を適正に進めることが議員の責任ではないでしょうか。また、住民の皆さんの声を的確に行政に反映することこそが議員の役割ではないかと思えます。町の5年後、10年後を考えての議員定数問題への対処が必要であり、住民サービスの質を落とさないベストな対応が望まれるところであります。

国の政策が不透明な中で、地方の政策も大きな課題や問題を山積みしながらの運営となっております。特に町の大きな課題でもある急速な高齢化については今後ますます進展し、高齢化率も20%に近づこうとしている中で、増加する高齢者の声の行政への反映、独居老人などへの積極的な対応、逼迫する高齢化関連の医療費対策など、これからの課題解決に向けて議員の役割は増加の一方であります。さらに、地方主権に伴う国や県からの権限移譲による地方自治体の負荷増や基金が底をつき始めた国保の財源確保など、問題が多い中で議員のチェック機能、是正機能を弱体化するわけにはいきません。あわせて、スタートしたばかりの第8次総合計画に示されている各種計画の実現に向けて、議員の監督や提案は大きな意味を持ち、重要な役目であり、監視する役割を弱めるべきではないと考えております。特に、総合計画で人口の増加も計画されている中で、議員削減は住民の声がますます行政に届きにくい状況を生み出すことによります。

特別委員会で実施した地方議会のあり方についての専門家のお話の中にありましたが、議員は多種多様な層から選出して、さまざまな意見を吸い上げる役目を持ちますので、幅広い地域や層から代表を広く選出することは、公平性の担保、きめ細かな施策の展開の観点からも重要なことだと思います。

また、最初に述べましたように、議員への不信払拭、つまり議会改革は、議会の一層の能力向上、議員・議会活動の見える化を推進し、住民の皆さんの負託にこたえる努力を行うことがすべてではないでしょうか。そのことを強く表明し、住民の皆さんに理解してもらわなければならないと考えているところです。

議員の日常的な活動の中で、私は農業出身の議員として、町の農業後継者不足、拡大する遊休農地、産業であるかんきつ類の停滞や農産物の鳥獣被害の増加など、多くの課題を抱えております。このような農業の問題解決に向けても、町の農業政策として同僚議員の協力を得ながら積極的に取り組まなければなりません。したがって、農家と行政のパイプ役としての責任はますます重くなってきたと感じておりますので、議員の定数削減は町の農業政策の後退を意味するとも考えております。

さらに、先ほども申しました地方主権による町への権限移譲は、役場の業務の量の増加と内容の複雑化、高度化が進むことによりますので、議員削減は議会のチェック機能、是正機能の低下を招くことによります。

このように、多くの課題を抱える町の将来を考えると、住民の声を聞く耳を減少させ、町の実態を見る目を減らしてよいのでしょうか。私は、住民の側に立って声を聞き、目で見える議員を減少させてはならないと思えます。

議会改革は数の減少ありきではなく、将来の長与町を考えて、いかに議員

議 長

が能力向上に努力し、議会や議員の見える化を図り、住民の信頼を得て一緒に住みよい長与町をつくっていくかだと思えます。その視点から現在の議員数を維持していくべきと考えていますので、提案されております議員定数16名には反対とさせていただきます。

以上、反対討論といたします。

(山口経正議員)

次に、賛成討論ありませんか。

6番、安藤克彦議員。

6番

(安藤克彦議員)

私は、議案第52号に賛成の立場から討論を行います。

初めにお断りしておきますが、討論の中で議長選挙について触れさせていただきます。これは私は現議長のことを指しているのではなく、あくまでも言葉のとおり受け取っていただければと思います。

日本の地方を取り巻く環境は、安定しない政府を初め、激動とも言える時代背景の中で行政課題も増加し、従来とは違ったあらゆる面からの改革が必要不可欠であり、むしろ急務であると感じております。このことは、本町でも新しい風、変革を望み、吉田町長を選んだことから、住民は十分に認識していると考えます。

地方自治の変革は、地方分権が進む中、住民みずからの責任において担っていく時代の始まりであり、住民が主体の地域運営を今後ますます推進していかなくてはなりません。それは、協働のまちづくりの仕組みや組織の改革を進めることにより、町議会のあり方や性格、町民が議員に期待することが大きく変化していることにつながると考えております。そして、議員の置かれた立場や広範な役割など、議員自体のあり方も大きく変わってくるものと考えます。

現在及びこれからの地方自治体及び議会には、2つの意味の「じりつ」が課せられており、いかに国に依存せずに町の将来をみずから考え、いかに自主、自助、共助の社会を築くことができるかが試されていることは言うまでもありません。そして、議員の資質能力は当然のことながら、改革に寄せる志の高さなどが町民の大きな関心事になっていることも事実であります。

議会が行政に対して厳しい改革を提案し、求めていくなれば、みずからの組織である議会についてみずから改革をし、町民の負託にこたえるべく、姿勢を示すためにも、削減を実行すべきであると信じております。

定数削減についてはさまざまな考え方があり、議員1人当たりの人口増や町民の意見を町政に反映できなくなることへの懸念もございしますが、定数が少なくても議員の位置づけを明確化し、議会の調査機能や政策立案能力等の充実強化を図ることにより町民の皆さんの負託にこたえることができるものと認識しており、私自身も行っていきたいと考えております。

また、近年新しい公共、総務省には特命担当大臣もいるようですけれども、本町においては協働のまちづくりという言葉が聞きなれているかと思いますが、行政と町民、自治会やコミュニティー、企業等との連携が進む中、さま

ざまな形で町民が行政の意思形成過程に積極的にかかわることができる今日、議会の役割としては町民の声を直接伝えるのみならず、より高度な専門的機能を果たすことが求められているのではないのでしょうか。

定数削減の上は、常任委員会の数及び委員数の適正化、所管事項の配分の工夫により、運営面での改善を図ることで十分対応できるものと考えます。隣の町の時津町も行っているところです。

私自身、さきに出された定数削減についての請願に対しては反対し、討論をさせていただきました。議員になったばかりで賛成するには余りにも理解できないことが多かったこと、請願文の中に具体的数字が示されていたことが理由でした。しかし、最後にこのことは議員に任せていただきたいという思いも述べさせていただきました。それから努力を行ってまいりました結果、特別委員会が具体的な数字はともかく、現状なのか削減なのかの方向性すら決められなかったことを大変申しわけなく思っております。中央政府、国会と同じ決められない政治を本町議会でも感じ取られた住民が多かったことを議会としても反省すべきであります。そして、今こそ政治的判断を行うべきだと思っております。

最後になります。特別委員会の中でも申し上げたのですが、私の考えた定数は15あるいは17の奇数でした。これは、議長選挙が投票で同数のため、結果、くじにより選ばれたことでした。現在の法律上は仕方のないことでもあります。最後は意思が反映されない、このようなことは避けたいという思いでした。多くの議会では、定数は偶数にされています。これは、採決の際に同数にならないようにとの配慮からという考えが多いようですが、仮に定数が奇数で採決の際に同数となっても、住民から選挙で選ばれた議員である議長が決めることができます。すなわち、しっかりと住民の意思が反映できるのです。

自身の数は違いますが、定数削減の方向性は一致と見ますので、本案に賛成の意思を示し、私の討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

私は、ただいま議題となっております議案に対して、反対の立場で討論させていただきます。少々同僚議員と同じ趣旨の内容になりますけども、お許しをいただきたいというふうに思います。

議員定数の削減は、国会議員の削減も動きが見られております。また、全国の地方自治体でも、同じように削減が進められているところもあります。これが民意の総意であるかのようにも報道もなされております。議員みずから身を切って議会改革に臨むと、よくこのように言われておりますが、議員としてやるべきことは、民意が本当に政治に反映されているのか、されていなければどうするのかと全力で努力すべきことだというふうに私は思います。

現在の日本国憲法ができるまでは、日本の政治は国民の声が届かない政治、

また、国民の権利と自由が奪われていった政治でありました。天皇制の批判や戦争反対を口にするだけで逮捕、投獄され、命まで奪われてきました。日本は、このような天皇専制政治から日本国憲法のもとで国民が主権になる民主主義の国へと生まれ変わりました。民主主義の制度を保障するのが議会制民主主義の制度です。多くの国民は、この議会制民主主義の中で、不十分ですが憲法にある権利が保障されています。これは、国民がみずから代表を選び、そこに国民が主権になれる政治をゆだねるからです。また、ゆだねる政治も、一方の側だけの声では不満が募ります。一方だけの意見に偏らないよう、多数の人を選出できるようになっています。つまり、民主主義の実現、機会制度の実現は、多くの犠牲の上につくり上げられた国民の宝です。その議会制度の定数削減は明らかに制度の後退であり、私は歴史の逆行だと思えます。

長与町議会では、町民意識調査を行いました。ここは討論でもありましたように、また、請求代表者の言葉でもありましたように、定数削減の意見が51%と過半数を超えました。しかし、現状維持を望む方、また、わからないと言われる回答が48%と均衡しています。ここにはアンケートの前提の意見でも明らかなように、議会や議員の役割が十分に町民の方々に理解してもらえてない状況があります。我々議員は、このことを十分に反省し、真の意味で住民が政治やまちづくりに参加できる環境をつくり上げる努力が必要です。この課題は、議員定数を減らせば解決できるという問題ではありません。

請求代表者は、定数が減ることで各議員に緊張感が生まれ、おのずと議員の努力が高まるという意見もありました。しかし、国権の最高機関である国会議員の選挙であっても、有名人や数の力を持つ組織・政党に所属した候補者が能力や資質は関係なく議員になっている状況です。定数を削減すればよい結果につながるとはだれも保証できません。そこには決して住民が望む政治になるとも思えません。

特に今、地方自治体の役割は重要です。地方自治体の理事者側は、国や県の財政に裏づけられた指導のもとで行われる政策に疑義を唱えることは大変困難な状況にあると思います。しかし、大型事業には血税が注ぎ込まれる、町民の暮らしに必要な教育や社会保障の予算はどんどんと削られてばかりです。そこで住民の代表である議員がまさに住民の立場に立って意見を唱えなければ、民主主義な政治は成り立ちません。議員の役割は、住民の声を町政に反映させ、住民が安心して暮らせる地域を築くことです。住民の声を吸い上げることは、議会制度の成り立ちから当然の議員の責務であって、不変なものであり、議員活動の大前提です。そして、住民の声をすくい上げることは、将来にわたっても議員が果たさなければならない役割です。だからこそ、議会議員はその役割を果たせる人でなければならないと私は考えますし、私はその思いを持って、私自身、議員活動を行ってきたつもりです。

しかし、現実的に今の日本の政治を見ると、私の目から見ても、国会議員でも県会議員でも、また町会議員でも、住民の立場と反する言動や行動を見

ると腹立たしく思う場面が多々あります。しかし、それもまた有権者が選んだ議員であって、やはりこうした問題を解決するためにも、定数削減ではなく、選挙の中で有権者がしっかりと見きわめることが重要であります。

今回の請求は、選挙がなかったという理由で定数削減が言われております。私は、余りにも乱暴な意見だと思います。今回選挙がなかったのは、今の議員の責任でしょうか。それぞれの議員は、選挙があることを前提に運動してきたはずです。しかし、残念なことに、定数しか立候補がなかったのが現実です。しかし、請求代表者の意見は、選挙がなかったことで今の議会を残念ながら信用していただけておりません。今必要なことは、町民の皆さんと議会がともに町民の暮らしを守る政治を行っていくよう協力すべきことだと考えます。

定数削減は、地方自治体の根幹をなす二元代表制も踏みにじる行為であります。町長も議会もともに町民の選挙によって選ばれ、民意を代表してる対等な政治機関です。しかし、議会と町長が対等な政治機関といっても、実際は執行権を持つ町長の権限は強く、また、運営する予算も作成する権限もあります。こうした強い権限を持った町長と対等の立場になるには一定の数が必要になります。議会が一定数数を持つことでさまざまな意見が寄せられ、常に良好な緊張関係を持ち、お互い牽制をしながらバランスよく発展していくことが重要なことだと思います。そして、町の政治の独裁的な政治を許さない、町民にとってよりよい政治が進められると思います。議会がすべての町長の提案を丸飲みする単なる追認機関になってしまったのでは、住民が期待する役割が果たせません。今回の議案は、こうした議会の役割を不当に弱めるものであり、認めるわけにはいきません。

私は本議案に反対いたしますが、これからも今回請求に賛同された方々ともに、住民が安心して暮らしていける長与町を目指してともに努力し、住民の声をすくい上げる役割を果たしていく決意を込めまして、反対討論といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

13番、佐藤 昇議員。

13番 (佐藤 昇議員)

討論に入ります前に、先ほど陳述人が申し述べられました文面の中で、議案に関連する資料として長与町告示第75号における請求の要旨の中で、旧態依然という文言がありますが、誤字であることを指摘させていただきます。

私は、議案第52号に賛成の立場で討論いたします。

理由は、今まで同僚議員が述べてきたこととほぼ同様であります。しかし、請求者の1人がテレビのインタビューで、議員は総入れかえという趣旨の発言をされたことについては、一言申し上げたいと思います。

無投票であっても選挙は成立しています。法にのっとって当選した議員に対し、その発言はいかがなものかと思えます。請願を否決され、特別委員会でも結論が出なかったことへの議会に対する不満のあらわれだと思い、理解

はいたします。私自身ももう少し請願を丁寧に扱い、特別委員会で結論を出せていたらと、今さらながらも悔やみます。

定数削減については、今、討論があつてるとおり賛否両論があり、委員会ではまとまらず、残念な結果に終わりました。ルールとして、定数を何名にするという決定を委員会では必ずしも行わなければならないというものではありません。決定できれば一番よいのですが、特別委員会に議決権はなく、まとまらなかったら今回のような場合も発生します。すなわち、議案として上程された案件だけが本会議場で決定されることを御理解いただきたいと思ひます。

もう少し言わせていただくと、現在の議員に不満がある、資格がないと思われるのであれば、被選挙権はあるのですから、次回の選挙にみずからも含めて同様の考えを持つ皆様が堂々と立候補され、議会を変え、町のために働いてみてはいかがでしょうか。さらに、町議会選挙同様、西彼杵選挙区の県議会選挙も無投票に終わったわけでありますので、こちらにも憂うべき問題ではないのでしょうか。

私は、定数は削減すべきだが、数は未定であるとの立場をとってきました。定数を削減すると、行政に対し十分なチェックが果たせるのか、議会として機能するのかなど、不安材料があります。現在、議会改革特別委員会では、議会基本条例の策定や住民への議会報告会の開催など、改革に向けて議論を詰めているところであります。順番としては、議会改革への取り組みの全容が決定してから、それでは議員定数は何名が適当であるかとの決定するのが本来の形であると今でも思っています。

しかし、議案として上程された以上、決定しなければなりません。現状のままでもよい、18名が適当であるのではという考え方も十分理解いたします。一方、2,930名もの住民の署名が集まったことに対しても、真摯に受けとめなければなりません。この議案を否決すると、議員に対するリコールの直接請求が予想され、成立すると住民投票が行われます。そこで過半数の賛成が得られた場合は、議会は解散し、定数20名での選挙が行われることとなります。1年以上にわたってこの問題を議論し、今後さらに時間と労力とお金がかかります。住民投票では約800万、選挙になると約1,000万の費用が必要となります。一番の問題は、今後、長与町を二分した議論になり、マスコミに大きく取り上げられ、町内で大きな混乱が起きることは明白であります。そのような事態は断じて避けなければなりません。今回でこの問題に終止符を打ち、議会改革に向けて大きく踏み出さなければなりません。

私自身、長い期間、悩み苦しんでまいりましたが、断腸の思いを持ちながらも本議案に賛成するものであります。

以上、賛成討論といたします。

議 長 (山口経正議員)

場内の時計で15時まで休憩します。

(休憩14時45分～15時00分)

議 長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

討論を続けます。

まず、反対討論はありませんか。

2番、安部 都議員。

2番 (安部 都議員)

議案第52号に対しまして、討論をいたします。

16人に対する直接請求が町民より提出されたということは、私たちは真摯に受けとめなければならないと思います。そこで、本件に対し熟考いたしました。議会の役割は、住民福祉の向上を目的とする自治体の議決機関であります。早急に定数を削減することが議会改革で重要であるという見解は、代表民主制による民主主義の実現する議会にとってリスクが高いと考えます。民意を反映した行政が行われるためには、それなりの議員数は確保しなければなりません。町民の皆様には、議員の役割、本質をよく考慮していただければと思います。

昨年の自治体選挙において、無投票選挙で8人の議員が辞職し、新人議員がその空白を補った形となりました。前回選挙で24人から4人削減をし、また今回4人削減をする行為は、非常に議会運営が困難となり、町民の皆様にとって不利益となるものではないかと考えます。首長の政策決定、実施を適切に監視、統制し、そして正しく判断、決定をし、議会機能を重視していくためにも、議会が独自の政策能力を保持して代替案を提示し得る機能を充実させていかなければいけません。

4万2,600人の人口に対して、1人の議員が2,100人の住民の代表で、その民意を担っています。また、本町の高齢化は約8,167人の19.2%であり、後期高齢者が3,892人おられます。これからますます高齢化が進行することは明らかで、近年、20%台となる見込みであります。高齢化が進行することにより、議員への要求も拡大化され、そのニーズにこたえていかなければなりません。また、地方分権、地方主権が実現化されることになるとますます自治体や議員へのニーズは多様化し、さまざまな角度からその要求にこたえていかなければなりません。そうすると、町の議員の役割は大きいものとなります。また、人口5万1,000人を目指している本町にとっても、現在での定数削減への選択は議会の質の低下、機能しなくなるリスクがあるのです。

地方議会のあり方は、住民が中心となる主権在民の町政であることが鉄則であり、住民に見える議会、開かれた議会でなければならないと思います。今、削減の道を選択することより、議員の個々の能力向上を目指し、魅力ある議会にしていくことの方が重要な議員に示された課題であります。

また、町の役割は、他議会と違った性質、体質にあります。住民との密接な個人のかかわりが大きくなっています。地域コミュニティーとのかかわり、障害者や高齢者、ボランティア団体とのかかわり、政党や支持者とのかかわり、そして行政のチェック機能がさまざまにあります。現在、3常任委員会が存在しますが、それぞれが専門分野にわたって議論され、行政の監視

役であり、正しい判断議決を要します。これを統合することにより、監視機能が十分に果たせなくなる可能性も出てくるのです。

議会は、少数精鋭では限度があります。仮に定数16人となったならば、無投票当選が確実に回避できるのでしょうか。そして、町民の皆様が満足できる議会と確約できるのでしょうか。現在の選挙制度では、組織的バックボーンの多い政党の当選確約が高いものと考えられます。そうなると、個人的立候補をしたい方たちも選挙への意欲もわかなくなるのも否定できないと思います。

仮に定数削減による財政効果は余り期待できるものではなく、また新たに解散選挙をするとなれば、町民の血税を数千万費やすこととなります。定数削減の選択よりも、次期選挙で立候補者をふやす努力の方がよりよい選択ではないでしょうか。

政治離れの若者たちに目を向かせるには、議員職をもっと魅力あるものとしていかなければならないと思います。議員活動が活発になるとなると、その分、議員個人の経済的負担も増となり、圧迫します。そのためには、議員活動と生活が両立できる職場環境も整えていくことも必須条件となり、やる気がある若者たちも立候補をできる環境が構築され、魅力ある議会の一つの要因になるのではないのでしょうか。結果的には町民の住みやすい、幸せな町となることと考えます。

よって、今回の議案には反対の討論といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

5番、分部和弘議員。

5番

(分部和弘議員)

議案第52号について、賛成の立場から討論いたします。

現在の経済状況や少子高齢化社会への不安の中で、年金、医療、介護、子育てを通して生活している町民の代表として、地方のことは地方での時代、しっかりと住民の声を行政に反映していかなければなりません。

そのような中、全国の類似団体との比較でも現在の定数は多いと感じるが、定数を削減することでのチェック機能の低下、委員会の審議での不安、負担など、数多くの負の要素があることも事実だと思います。しかし、今回請求の2,930人の思いをむだにすることなく、定数削減を真正面から受けとめ、議員みずから真の改革に向けて活動していき、魅力ある議会をみんなの力で構築することで議員自身の資質の向上になることを願い、簡単ですけども、私の賛成討論といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

12番、喜々津英世議員。

12番

(喜々津英世議員)

私は、議案第52号、長与町議会議員定数条例を改正する条例に反対の立場で討論をさせていただきます。

議員定数問題については、議会改革等調査特別委員会を設置し、他の調査項目に優先して調査及び審議をしております。この間、私は一貫して定数削減に反対の意思を表明しております。しかし、本年3月に実施した町民意識調査の結果や特別委員会終盤に委員長から定数18人の調整案が提案されたこと等を踏まえて、ある程度の削減はやむを得ないと判断するに至りました。本議案は署名をされた2,930人の思いが込められており、重く受けとめる必要があると考えておりますが、議案書に添付されている請求の要旨を熟読いたしました。なぜ定数が16人なのかについては残念ながら理解ができませんでした。あえて言うならば、人口規模、面積が長与町とほぼ同じ同等の町では既に16人前後で議会運営がされていると書かれています。このことが16人の根拠ということであれば、余りにも雑駁過ぎるのではないのでしょうか。

以下、反対の理由を申し上げたいと思います。

まず1点目は、町民の代表である議員の数を大幅に減らすことは、町民の声が届かないこととなります。行政サービスの低下につながるようになります。請求の要旨では、現状維持を唱える議員は住民の声を吸い上げる人が少なくなるといった旧態依然の発言を繰り返すだけと決めつけられています。旧態依然の「依然」の文字が私の知っている熟語の文字と違いますけれども、これは先ほど同僚議員が指摘をいたしましたけれども、私はこれに何か意味があるのかなという思いがしております。

しかし、議員は住民の代表、代弁者であり、奉仕者であることは、今も昔も変わらない議員の本質であります。榎の鼻土地区画整理事業が本年8月末に着工されました。また、高田南土地区画整理事業も平成29年度に完成予定となっております。人口増が見込まれる中で、大幅な議員削減はすべきでないと考えております。

2点目は、議会は町の具体的政策を最終的に決定する議決機関であり、また、行政の監視機関でもあります。執行機関の行財政の運営、事務処理、事業等が適正になされているか、住民の立場で監視をし、チェックをし、時によっては批判をする大切な役割が議員にはあります。これらの役割を担う議員を大幅に削減することは議会の監視機能の弱体化につながり、議会の役割を果たせないばかりか、町民の利益にはならないというふうに考えます。

3点目は、今年度予算で一般会計の歳出に占める議員報酬、期末手当の比率は約0.7%程度となっております。行財政改革の面から考えますと、残り約99%を占める執行機関の歳出に目を向けるべきであります。請負契約や委託契約を初め、補助事業、補助金など、これらの事業及び事務を厳しくチェックすることで財政的効果が期待できます。この役割を担うのは議員であります。この意味でも、議員を大幅に減らすことは町民の利益にならないと考えます。

4点目は、類似団体との比較による定数問題議論も大事ですが、私は従来から独自性を主張しております。あえて県内の自治体と比較するならば、22年度データではありますけれども、財政力指数は0.68で、県内の2

1市町で第1位であります。議員数は、人口比率でいえば住民2,136人に1人の議員であります。これは、長崎、佐世保、諫早、大村、島原、南島原に次いで7番目に議員が少ないということになります。

9月3日に県選挙管理委員会が選挙人名簿登録者数を発表いたしました。議員定数16人となった場合、有権者2,085人に1人の議員となり、県下21市町では5番目に少ない議員数となります。県内の8町だけで見ますと、圧倒的に少ない議員数で議会運営を行うこととなります。財政の面など総合的に考えても、大幅な削減をする状況ではないと考えております。

5点目は、議員定数を削減しても無投票がなくなるという保証はありません。現に石川県金沢市に隣接する自治体では、削減はしたものの、今年の町議会議員選挙は無投票でありました。議員を減らせ、職員を減らせ、報酬や給与を減らせという住民運動は関心を持たれ盛り上がりやすけれども、とかく感情論になりやすいと言われております。余談になりますが、今後は議会活動に専念できるだけの議員報酬のあり方等についても、町当局及び議会がともに研究、検討する必要があると考えます。

定数削減をした自治体の議員の平均年齢は高くなりつつあると言われております。本町議員の平均年齢は54.9歳であります。福岡、佐賀、熊本県内の類似団体の中では一番低い年齢、若い議員ということになります。議員削減は、企業等に守られた議員、政党組織に守られた議員はよいとしても、その他の議員、政治を志す若い人たちにとっては越えがたい高いハードルになってしまいます。この意味からも、大幅な定数削減はすべきでないと考えます。

最後に、昨年9月議会で定数削減の請願が出されました。紹介議員の説明では、請願は今回の選挙が無投票でなければ出てこなかったとのことであります。今回の直接請求は、ここが原点であります。議員の数が多いため無投票になった、無投票だから議員を減らせとの論法は、余りにも短絡的思考であり、無投票の防止策にはなりません。紹介議員はさらに、これはちょっと私も意味はよくわかりませんが、こういうことが書かれておりますとつけ加えられ、次の説明をされました。新定数、14人から16人でしたけれども、新定数を決めることにより、今から議員は緊張し、活動が活発になる、また議会全体の活性化につながる、役場の職員も楽になり、役場内が活性化するとの内容であります。私もこれは理解できません。

議会の活性化、役場内の活性化は重要であります。ぜひこれから取り組まなければならない課題であります。役場職員を楽にする、職員が楽になるための議員削減は、本末転倒であると言わざるを得ません。

以上、いろいろ申し上げましたが、今後、議会改革で取り組むべき課題は多くあります。幸いに現議長の強力なリーダーシップのもと、幾つかの改善、改革は実施してまいりました。議員みずからが議会改革に取り組もうという姿勢も本物であると確信いたしております。この議会改革の一丁目一番地として、議員みずからが身を削ることの必要性は感じますけれども、大幅な議員定数削減には反対であることを再度申し上げ、反対討論といたします。

議 長

以上です。

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

9 番、森 謙二議員。

9 番

(森 謙二議員)

私は、長与町議会議員定数条例の改正について、賛成の立場から討論いたします。

定数削減の理由は3つです。1、住民の不満が小さくないことです。憂うる会による呼びかけに対して、地方自治法上必要とされる有権者の50分の1の668人を上回る2,930人の有権者が賛同しています。2、さまざまな社会の変化、つまり経済の低迷、少子高齢化、インフラの発達などを考慮して、他の自治体を参考に变化させていくべきではないかと思えます。3、議員定数を減らすということは議会での発言者を減らすことでもあり、発言者の意見が減ると議会体の幅が限定されるので、さまざまな立場の意見があった方がいいと思えます。しかし、その前提は各議員の努力であり、その努力を促進する意味で、定数削減は刺激になると思えます。意識調査では、町議会の改革に必要なこととして、住民の話を聞いてほしい、次いで議員が勉強してほしいと続いています。

次に、定数16人が妥当である理由です。人口規模と面積規模について、類似の自治体を参考にしました。選定の基準として、長与町と順位が隣り合う上位5自治体と下位5自治体の議員定数の平均を求めました。なお、上位と下位の5自治体としたのは、人口規模や面積規模が長与町と比べて著しく隔たりがないと考えたからです。その結果、人口規模の平均が16.8人、面積規模の平均が15.4人、さらにこれらの平均が16.1人となり、16人が導き出されました。仮に長与町が特殊な位置にある自治体であるならば、人口や面積を考慮する以外に他の要素も十分に考慮されるべきですが、今の本町には特殊な事情は見当たりません。

最後に、議員定数を減らすことについて、私が考えていることを2つ述べます。1つ目が、議会が適正な議員定数を示すことで町長には適正な行政の執行を要求でき、町民には適正な行政サービスについて協力を求めることができる大義名分が成り立ちます。適正な議員定数が堅実な自治体として生き残る一つの手段であると考えています。2つ目、問題の本質は議員の資質が問われていることであると私は思います。よって、議会改革全般にも注視してほしいと思っています。

以上です。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

10番、西岡克之議員。

10番

(西岡克之議員)

議案52号、長与町議会議員定数条例の改正について、私は本案に賛成の

立場で討論をいたします。

昨年の請願提出の際にも賛成をいたしました。今回の直接請求はまさに町民の民意のあらわれと認識をいたします。報道によりますと、直接請求に必要な民意668名の署名数を大きく上回る2,930名の署名が集まったと聞き及んでおります。しかも、限られた地域、特定の方々だけの署名ではなく、町内全域からありとあらゆる地域、さまざまな人々の署名が寄せられているようでもあります。

この署名の閲覧期間に名簿を確認させていただきました。この閲覧にしても、何人の議員が関心を持って閲覧をしたのでしょうか。聞くところによりますと、三、四名の議員しか閲覧をしてない模様でございます。もっと真摯に署名に目を向けようとしないうで、本当の住民の声を届けることができるのでしょうか。さらに、署名を集める際に1名の反対者もいないということも聞き及んでおります。いかに住民の方々が定数削減に関心が高いか、また、削減を望んでいるかが見てとれます。

私は今回、9月の議会終了後、3回ほど議会報告会を実施をいたしました。約200名以上の方が集っていただきました。その中で、質疑の中でも定数削減は高い関心がありました。もちろん、皆様から出た御意見は削減賛成ということでありました。また、本年10月1日、2日、議会で視察に行きました田川市議会も、22年4月27日の定数22から20に削減をされておりました。本町より人口が多い太宰府市議会においては、約7万人の自治体で議員数は18名、十分に議会として運営がなされておりました。これらのことから、議員定数を削減すると住民の声が議会に届かない、議会の運営に支障を来すというのは、ほとんどひとりよがりの考えに基づくものだと思います。

他の自治体で実施されていることが本町の議会ではできないのでしょうか。私は、16名の定数でも何ら影響はないと考えます。このまま我々議会がこの議案の重みを感じずに定数削減と反対の方向を向くならば、町民の方々からますます議会は乖離していくと思います。ぜひ民意を感じ取り、町民の方々と協働のまちづくりをするためにも、本案について賛成といたします。

以上。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

17番、西田 敏議員。

17番

(西田 敏議員)

私も、この件につきましては……。

議 長

(山口経正議員)

マイクを使ってください。

17番

(西田 敏議員)

失礼しました。賛成の討論をしたいと思っております。

まずもって、今回の直接請求を取りまとめられた先ほど意見陳述をされた

山本代表を初め、そしてその役員、無投票化を憂うる会、この皆さん方の御努力に対して敬意を表したいと思っております。

るる賛成討論の中で意見が出ておりますから重複することは避けたいと思っておりますけれども、先ほどから言われております議員定数が少なくなると町民の意見を吸い上げる人が少なくなるということでございますけれども、これについては、これも同僚議員の中から出ておりますけれども、既に多くの町民を抱えながら定数は16名ないし14名で運営してる議会はたくさんございます。そういった中で、私はこの長与町がなぜ16名かということでございますが、先ほど雑駁な数字だという指摘もございましたけれども、私は無投票化の傾向を憂うる会が出した14名から16名というところでございますが、これについてはそういう他自治体との比較も入れてしていることは間違いありません。

また、請願のときに、私が確かにこの請願は無投票でなかったら出なかったであろうと申し上げたのも事実でございます。しかし、その中で反対の討論の中で出てきた言葉は、ほとんどが特別委員会の中で決めていくということでございます。そういうことで憂うる会のメンバーの皆さんは毎回特別委員会に30人から40人の傍聴がありましたけれども、この人たちの感想を聞きますと、非常に会議自体がお粗末である、そして発言をしない議員もたくさんいるじゃないかと、そういうところからも感想としては定数が半分でもいいんじゃないかと、ほとんどしゃべらん議員もいっぱいいるじゃないかという言葉も出ておりました。そして、8カ月かけて約10回の特別委員会、最終結論は、現状維持も定数削減も決められないままに終わった。ここに傍聴したメンバーの人たちは非常に怒ったわけです。

そして今回の直接請求に至ったわけですが、この直接請求というのは大変難しい仕組みになっております。それをクリアし、代表の人たちはあちこちの自治体の実態、そしてその資料を取り寄せたり現地に赴いたりしながら、直接請求をなし遂げたわけです。その中で出た言葉が、先ほど議員の皆さんは特別委員会を開いても費用弁償をもらい、私たちはあいた時間で手弁当で来とる。そして、直接請求をするに至ってのいろんなコピーとか、それから会議室の確保、こういうものには膨大なお金を使つとるんですよ。そういう中で議員の皆さん方に今、先ほどから反対討論の中からも議員が今後頑張っていかなければいけない、もっともでございます。しかし、この我々の賛成者の議員たちも、やはり定数削減には、4名の削減というのは非常にやっぱり危機感を感じております。しかし、言葉で皆さんの今の意見、出た内容を通しますと、自分たちは今後、議会改革で乗り切っていこうという意見がたくさん出ております。もとの根幹は、おとといの新聞にも載っておりましたけれども、安易に議員定数を削減すべきではないと教授が述べておられますが、今回の長与町については議員をなしてない人がいるんじゃないかという文言も入っておりました。そういった意味からも、いま一度、私たちは議会内部を見渡す必要もあるんじゃないかと思っております。

今回、もし16人に決まったといたしましても、選挙は2年半後でございます

ます。本当に議会人として町民の負託にこたえるような気持ちがあれば、この2年半が勝負でございます。16人で挑む選挙は大変厳しいものがあります。そのためには、やはり住民に溶け込み、そして自分の意見を堂々と述べ、そういった活動をしていくことで次の選挙は当選できるものと思います。

今回の直接請求は、決してこれは安易なものではないということは皆さん感じておられるように思いました。今回これをもし否決するようなことがあれば、日ごろから住民の声を吸い上げる、住民の声を聞くという言葉はすべて白けたものになります。どうか今回のこの削減は議員みんなで賛成をして、そして新しい議会づくりに向けて今後やっていく必要があるのではないかと考えております。

もう一つ、委員会審査ができなくなるという言葉もございますが、時津町では16人に定数を減らして、それまでであった3委員会を2つの委員会に統合しました。時津の議員に聞きますと、何ら問題はないと。そして、こういう委員会の組織構成は7人から8名が理想的だと、こういうものは文献に書いてあります。そういった意味では我々の今の3委員会は、やはり文教厚生常任委員会と、そして建産常任委員会を統合すれば、今実態として議会中、議会体は総務委員会の長さに合わせております。建産常任委員会では7日の会期中3日ぐらいで審査が終わり、文教厚生委員会もそれぐらいで終わるわけです。そして、その委員会の議員は、あとは自宅待機です。総務常任委員会があるからそっちに勉強に行けばという意見もよく聞きますけれども、行っても発言権もないし、途中からの参加でなかなかわかりづらい。新人議員は、今の3委員会であれば、4年の間に2委員会しか参加することができません。やはり2つの委員会にすれば、総務、一般会計と企業会計、特別会計すべてを4年間で勉強することができます。意見も言えることができます。そういった意味からも、16人にして委員会運営は何ら支障はないと考えております。

また、いろいろありますけれども、先ほど同僚議員からも意見が重複しますのでこの辺でやめますが、もう一つ、定数が少ないと有能な人が出にくくなるという意見もございました。私は、このような無投票、今回みたいな無投票選挙になれば、有能な人もそれは当然出てくる可能性があります。議員になってみないと有能な議員かどうかはわからないと。逆に言うと、そういう甘い定数では議員に適さない人も出てくる可能性が出てくるのではないかと、そういう反論も出てきます。

何と云っても、今回は多くの労力を使った町民の本当の声です。直接請求というのをやはり重く受けとめるべきだと思います。16人について、ぜひ全議員の賛成を求めまして、私の賛成討論といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

11番、岩永政則議員。

11番 (岩永政則議員)

議案第52号、長与町議会議員定数条例の改正について、賛成の立場から討論をいたします。

この議員定数の問題につきましては、昨年9月の定例議会におきまして、議会みずからが議会改革を目指し、議会改革等調査特別委員会を設置し、約1年間にわたり議論してまいりました。この審議の過程で、各議員から定数についての考え方を出示していただきました。その折に私が提出をいたしました考え方を改めてこの場で申し上げ、多数の町民の皆さん方にお聞きをいただき、町民の皆様方の御理解をいただきたいと思っております。

まず1つは、定数についての基本的な考え方として、1つ、議員定数を論じる基本的な考え方としてまず考えなければならないことは、間接民主主義を採用している議会制度から町民の意思が正確に、また公平に反映されることを基本とすべきであります。2つ目には、特定の町民だけの意思の反映ではなく、多種多様な方々の意思が反映される定数でなければなりません。3つ目には、今日、日本の人口減少化社会の中で、長崎県において減少傾向がございますが、我が長与町にあっては昭和35年以降、右肩上がりの人口の増加をもたらしてまいりました。また、平成32年度の目標人口を5万1,000人と想定し、平成23年3月の町議会で議決をしていることを忘れてはならないこととございます。このことは、町政のさらなる発展を町民に示しているものでございます。さらには、何人かからも出ておりましたが、ようやく西高田地区の区画整理事業も着工のめどがつき、今後、着実に人口が見込められている、そういう状況も忘れてはならないと思っております。

そこで、今日までの経過と現状につきまして申し上げますが、昭和50年、法定定数30人に対し24人とし、その後、約30数年間経過した平成18年に4人削減し、20人となりました。そして、5年前の平成19年執行の町議会議員選挙から適用をされました。23人が立候補され、厳しい選挙となりました。ところが昨年、平成23年4月に執行された選挙では、立候補者がたまたま定数と同数の20人となり、初めて無投票となったのでございます。したがって、当然全員当選となったわけでございます。

そこで、定数についての私の考え方について述べておりますが、1つには、日本全体、長崎県、他の市町のように人口減少ではなく、今後とも人口増加が見込まれ、ますますの発展が期待される長与町の現実であることとございます。2つ目には、平成23年4月執行の選挙が結果として無投票であったがゆえに定数を極端に減少してよいのではないかという考え方は、少々軽率ではないかというふうに私は思います。もう一つは、3点目には、もしこの考え方が正論であると、仮定でございますが、仮定するならば、西彼杵郡選出の県会議員の選挙結果も無投票でございました。よって定数の2名は1名でよいということになるのでしょうか。理解に苦しむ議論ではないかとも思われます。4点目に、重複してあえて申し上げますが、議員定数については特定の町民だけの意思の反映ではいけません。多様な町民の意思の反映が実現されるように考えるべきであるというふうに考えております。

このことをさきに申し上げておりましたが、ただいま1点目には定数につ

いての基本的な考え方、2つ目には今日までの経過と現状、3つ目には定数についての私の考え方について述べてまいりました。このような考え方はぜひ町民の皆様方の御理解を得たいというふうに思っております。

そこで、去る7月18日の議会改革等調査特別委員会におきまして、私から18人の調整案を提示いたしました。全会一致には至らず、今日を迎えております。ただ、ぜひ御理解いただきたいことは、この特別委員会は定数について決定するところではございません。調査、研究をするように議会の本会議で議決をされているものでございます。したがいまして、議決権を与えられるものではございませんので、ぜひ御理解をいただきたいと思うものでございます。

昨年9月の定例議会におきまして、請願8号、長与町議会議員定数に係る請願書、現在の20人を14人から16人にするにつきます請願につきましては、私は賛成をいたしました。このことについては今後議会で検討していくことで理解してよいかという私の質問に対して、紹介議員の答弁では今後議会で十分検討していただくとのことからも賛成をいたしてまいりましたが、結果は不採択でございました。先ほど申し上げますように、議会改革等調査特別委員会を通じて、十二分とは言えませんが議員間でもそれなりの議論ができ、各議員の考え方も理解することができました。これらの経緯は貴重な経験でもあり、また、今後の議会運営に大いに役立つものと確信を持っております。

昨年の請願から1年がちょうど過ぎました。紆余曲折を経た今日、全体的な視点と大局から、私の政治決断として1年前に立ち戻り、本議案に賛成することにいたしましたところでございます。

最後になりましたが、地方自治法74条に基づき、今回の条例改正の請求に至るまで御苦労いただきました長与町議会議員選挙の無投票化傾向を憂う会の皆様方に敬意を表させていただきます。賛成討論といたします。

以上です。

議長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

20番、竹中 悟議員。

20番

(竹中 悟議員)

私、当議案に賛成の立場で討論に参加をさせていただきたいと思っております。

しかしながら、内容につきましては苦言と心配をお話をさせていただきたいと思っております。

国は議院内閣制を制定をいたしております。地方自治体においては二元代表制を制定をいたしております。その地域に住む住民が首長と議員を直接選挙をするシステムであり、互いに牽制をしながら一代表による独走を防ぐ大きな役割を担っておるところであります。

長与町は、第8次総合計画に人口5万1,000人を目標として設定しております。人口増加に対して議員の削減が果たして正しいのか、疑問も持って

います。

また、長与町議会は委員会付託制度を採用をしています。先ほど同僚議員が委員会は2委員会でもいいということをおっしゃっておられましたが、私は全くそうは思っておりません。現在、3常任委員会が設置をされていますが、委員会の定数は6名ないし7名であります。委員会に付託される議案は、住民の血税が入った大変貴重な、大きな議案でありまして、慎重審査が求められております。総務委員会に合わせてるという意見でありましたが、そうではありません。各議員が研さんと行政に物を申すのであれば、所管事務調査という手もあるわけでございますので、それを採用しなくてはならないと、そういうふうに思っております。

また、長与町には大企業のアパート及び住宅が多く存在をいたします。その企業に関連する組織、組合関係者もたくさん居住し、関連の議員も複数の議席を確保しています。議員削減によって偏った議会の構成になり、一般住民の要望が届きにくくなる可能性もなきにしもあらずであります。

昨今、保守系の議員の立候補者が大変激減をしております。選挙費用も多額になり、議員報酬も国会議員の約2割弱と、報酬だけでは生活が大変厳しい。このままでは若い有能な人材が育たないと心配をしています。

今回、ある協議会の役員並びに組合組織を中心とする、憂うる会ですね、住民活動グループから議員定数の16名の直接請求が送付されました。ただ、この団体には定数に対する根拠が非常に私も理解しにくいものがあります。私が知る限り、当団体の代表及び呼びかけ人の方々は、元議員を省き、常任委員会、特に総務委員会などの傍聴は1回もされておられない。議案審査状況も把握しておられない団体に対し、定数の判断が果たしてできるのか、甚だ疑問であります。

平成23年の町議選におきましては、確かに無投票でございました。このことにつきましては前例がない、一度に8名の現職議員が任期満了間際になって異例の勇退を表明いたしました。住民にこの情報が伝わらなかったと私は考えております。これが伝わっておれば、当然選挙はあったと、そのように考えております。

また、6月の住民アンケートを実施いたしました。内容は、定数現状維持が基本的には1位でありました。しかしながら、現政権の決められない政治といいかげん発言から、政治家への不信感は募るばかりであります。このようなことから、国民の声は議員削減が大勢を占めています。長与町議会も平成19年に4名の議員削減を行いました。今回、議員定数削減の署名活動において2,940名の名前が表記され、有権者の約9%に至っています。このことにつきましては、住民の意思と深く私たちは受け入れなくてはならないと感じます。また、慎重に判断をすべきであると考えます。

今後、議員の各位が研さんを深め、住民の生命、財産を守り、安心・安全のまちづくりに貢献することを心より願ひまして、賛成といたします。

(山口経正議員)

全員が討論されましたので、討論なしと認め、これで討論を終わります。

議 長

これから、日程第1、議案第52号、長与町議会議員定数条例の改正についてを採決します。

この採決は、記名投票で行います。

出入り口を閉めてください。

(議場を閉める)

議長

(山口経正議員)

ただいまの出席議員数は18人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条2項の規定によって、立会人は吉岡清彦議員、及び岩永政則議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配付)

議長

(山口経正議員)

念のために申し上げます。

会議規則第83条の規定により、本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載し、自己の氏名もあわせて記載願います。

また、会議規則第84条の規定により、白票の取り扱いについては否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

議長

(山口経正議員)

異常なしと認めます。

しばらく休憩します。

(休憩●●時●●分～●●時●●分)

議長

(山口経正議員)

会議を再開します。

ただいまから投票を行います。

議席番号1番から順に投票願います。

(投票)

議長

(山口経正議員)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

(投票箱閉鎖)

議長

(山口経正議員)

次に、開票を行います。

立会人、吉岡清彦議員及び岩永政則議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

議 長

(山口経正議員)

投票の結果を報告します。

投票総数 18 票、有効投票 18 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成 11 票、反対 7 票。

以上のおおりに、賛成多数です。

したがって、議案第 52 号、長与町議会議員定数条例の改正については、
原案のおおりに可決されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

議 長

(山口経正議員)

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで平成 24 年第 1 回長与町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

(閉会 15 時 58 分)

地方自治法第123条の規定により、署名する。

長崎県西彼杵郡長与町議会議長

署名議員

署名議員